

平成二十三年六月七日受領
答弁第二一一一号

内閣衆質一七七第二一一号

平成二十三年六月七日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員高市早苗君提出統一地方選挙投票日直前に児童・生徒に配布された菅直人内閣総理大臣等の
メッセージに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員高市早苗君提出統一地方選挙投票日直前に児童・生徒に配布された菅直人内閣総理大臣等のメッセージに関する質問に対する答弁書

一及び二について

「東日本大震災に係る内閣総理大臣及び文部科学大臣からのメッセージについて（通知）」（平成二十三年四月六日付け二三文科初第四十号文部科学省初等中等教育局長通知。以下「局長通知」という。）は、文部科学大臣の了解の下、文部科学省初等中等教育局長から各都道府県教育委員会教育長等に対して、東日本大震災に係る内閣総理大臣及び文部科学大臣からのメッセージ（以下「今回のメッセージ」という。）が各学校の児童生徒等に行き渡るよう依頼したものである。

三及び四について

今回のメッセージのような内閣総理大臣からのメッセージは、毎年発出されてきたものではないが、今回のメッセージの作成は、東日本大震災が極めて大規模なものであり、新学年の開始時期において多数の児童生徒の心身に多大な影響を与えていること等に鑑み、菅内閣総理大臣及び高木文部科学大臣の判断により行ったものである。

五及び六について

局長通知において、文部科学省初等中等教育局長から各都道府県教育委員会教育長等に対し、「このメッセージが各学校の児童生徒及び教職員等に行き渡るよう」依頼しているが、これは、今回のメッセージの内容が児童生徒等に周知されるよう求めたものであり、その周知方法として必ずしも書面によることを求めたものではない。

七について

お尋ねの学校数については、把握していない。

八について

今回のメッセージのうち菅内閣総理大臣及び高木文部科学大臣連名のメッセージは、東日本大震災が極めて大規模なものであり、多数の児童生徒の心身に多大な影響を及ぼしていること等に鑑み、内閣総理大臣及び文部科学大臣が児童生徒に対して直接激励等を行っていることを表すため、その名において作成したものである。

九及び十について

今回のメッセージ及び局長通知を本年四月六日に発出したのは、東日本大震災が極めて大規模なものであり、新学年の開始時期において多数の児童生徒の心身に多大な影響を与えていること等に鑑み、この時期が、児童生徒等への激励等を目的とするメッセージを発出する時期として適切であると判断したためであり、今回のメッセージが、御指摘のような「統一地方選挙の公平性を損ねる」ものであったとは考えていない。